

第五十五回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第二十二号

(五四八)

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午後四時四十五分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 久保田藤磨君

理事 中村庸一郎君

理事 八木 徹雄君

理事 長谷川正三君

菊池 義郎君

廣川シズエ君

渡辺 肇君

小松 幹君

山崎 始男君

出席國務大臣

文部大臣 綱木 亨弘君

出席府委員長

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省大学學術 局長 天城 勲君

委員外の出席者

専門員 田中 彰君

七月六日

委員竹下登君、三ッ林弥太郎君及び唐橋東君

任につき、その補欠として荒松清十郎君、上林

山榮吉君及び栗林三郎君が議長の指名で委員に

選任された。

同日

委員上林山榮吉君及び栗林三郎君辞任につき、

その補欠として三ッ林弥太郎君及び唐橋東君が

議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員荒松清十郎君辞任につき、その補欠として

竹下登君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第六号

文教委員會議録第二十号

昭和四十二年七月十二日

同月十一日

委員川村縫義君辞任につき、その補欠として河

上民雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員河上民雄君辞任につき、その補欠として川

村縫義君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員河野洋平君及び吉田賢一君辞任につき、そ

の補欠として増岡博之君及び吉田泰造君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員増岡博之君及び吉田泰造君辞任につき、そ

の補欠として河野洋平君及び吉田賢一君が議長

の指名で委員に選任された。

七月六日

学校図書館法の一部改正に関する請願外四件

(井村重雄君紹介)(第二四五一号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二五二五号)

同(河本敏夫君紹介)(第二六六三三三)

国立電波高等学校の高等専門学校昇格に関する

請願(内海英男君紹介)(第二四二五二二)

義務教育における毛筆習字必修に関する請願

(小泉純也君紹介)(第二六六四四四)

同(久保田藤磨君紹介)(第二六六五五五)

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(關

谷勝利君紹介)(第二七〇二二二)

同月十日

学校図書館法の一部改正に関する請願外七件

(小川半次君紹介)(第二七六四四四)

同外二件(永田亮一君紹介)(第二七六五五五)

同外五件(竹下登君紹介)(第二七六六六六)

同(渡海元三郎君紹介)(第二七六七七七)

同(河本敏夫君紹介)(第二八一一一六)

同外十四件(小川半次君紹介)(第二八五五五五)

同外十四件(久保田円次君紹介)(第二八五七七七)

同外一件(床次徳二君紹介)(第二八五八八八)

同外四件(徳安實藏君紹介)(第二八五九九九)

義務教育における毛筆習字必修に関する請願

(永田亮一君紹介)(第二七六八八八)

同(中山榮一君紹介)(第二八一一七七)

国立大学における助手の名称変更に関する請願

(八木徹雄君紹介)(第二七七七八八八)

各種学校新制度確立に関する陳情書外五十二件

(倉敷市旭町六三八池宗服装学園長池宗文子外

五十二名)(第二二五五五五)

同外一件(東京都千代田区九段北四の二の二五

全国私立学校審議会連合会長児玉九十外二

名)(第二六七七七)

在日朝鮮人の民族教育保障に関する陳情書外七

件(和歌山市関戸高松一九七引地秀世外三十九

名)(第二二六六六六)

同外二百二十二件(新潟県北魚沼郡小出町議会議

長岡部計主外八百九十四名)(第二四四四四四)

同外三件(函館市議會議長味方巖松外三名)(第

二六六六六六)

同(神戸市生田区波止場町中堤堤全日本港灣勞

働組合関西西地方神戸支部執行委員長村上貞

義)(第三〇四四四)

在日朝鮮人の民族教育保障等に関する陳情書外

三十七件(所沢市宮本町一の二の二所沢地区勞

働組合協議会副議長渡辺正吉外五百五十四名)(第

二四五五五五)

人口激増町村の義務教育諸学校建設費に対する

財政援助に関する陳情書(京都府乙訓郡長岡町

議會議長奈良庄七)(第二四六六六六)

私立大学の經常費助成に関する陳情書(東京都

千代田区九段北四の二の二五日本私立大学連盟

会長永澤邦男)(第二六五五五五)

(き地の小規模小、中学校教職員の定数増員に

関する陳情書(北海道・東北六県議會議長会長

宮城県議會議長佐藤三郎外六名)(第三〇一

号)

公立幼稚園教員の給与費平額国庫補助に関する

陳情書(兵庫県市議會議長会長尼崎市議會議長

明田謙二外十九名)(第三〇二二二二)

義務教育における毛筆習字必修に関する陳情書

(山形市築師町二の一の三〇山形県誠筆会山

田今雄)(第三〇三三三三)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

日本學術振興會法案(内閣提出第九〇号)

○床次委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の日本學術振興會法案を議題とし、審

査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

鈴木一君。

○鈴木(二)委員 いままでこの法案の審議をじつ

と聞いておったわけでございますが、何となくふ

に落ちないところがあるわけでございます。しか

し、繰り返しては避けまして、一点に絞ってお伺

いしてみたいと思っております。

學術研究のために金が足りない、そういうわけ

で、いまでもこの法人格の振興會對してはこ

れ以上政府の金を出すというわけにはいかない

というので、とやかくいわれてはいるこの特殊法人を

新たにここに作る、したがって、文部省として

は積極的に學術振興をこれを通じてやっていくこ

う、こういうことであるが、しかし、法案の内容

にはあまりにも文部大臣の権限が強い、これじや

ないか、

一

学問の自由を侵すのではないか、そういつたような心配が出て今日まで審議が繰り返し繰り返し続けられている、こういうふうな私考をえらうわけでございますが、鈴木さんの、文部大臣の顔を見ていますと、決してそんな学問の自由を侵すなどという気は一つもないのだというふうな、われわれもふに落ちないし、また大臣もまたふに落ちないというふうな表情でもおられるわけでありまして、この法案の第一案の目的、それから二十条の業務というふうな内容がまた将来変わるかもしれないが、当面こういうふうなことをする、よって学問の自由はどうか侵すものではないのだというふうな具体的立証ができれば、非常に私は幸いですと思うわけであります。もうここまでできておられますので、私としては繰り返し長々お尋ねする気はございません。ただこの一点だけだと思えます。これは、私わかつて質問するのじやないのです。自分の意見を皆さんのほうに申し上げてこつちに引くばるとか、そういう質問じやございません。私わかつてお尋ねするのでありますから、どうかひとつ小学校の五、六年生にでも言うように、わかりやすく、具体的に、こうなんだから学者が心配してあるようなことはないのだということを御説明願えれば、あと私は質問をやめます。

○天城政府委員 最初に、この学術振興会が学術研究機関でない、学術の援助団体であるという性格を、われわれも御説明申し上げておるわけでございますが、それでは、一体学術を助成したり奨励したりする団体としていろいろな事業をする場合に、どうやっていくのかという具体的な点を説明しろというお話でございますので、例を申し上げます。

たとえば、流動研究員制度というのがございます。これにつきましては、現時点におきましては一つの方法が学術の中で定められております。これは三十四年度にこの流動研究員制度が充足しましたときに、専門分野別から委員を選出して、学術振興会に、世話人会という名前でございます。

けれども、世話人会というのを設置いたしてあります。世話人会が、この制度の募集の方法、申請の方法、採用審査の方法について決定をいたしまして、どういふ形で具体的にやるかということをや世話人会がきめております。世話人会というのは、学術会議の方も入っておりますし、全部が学者でございます。そして選考基準を定めまして、公募いたしましてそれに基づいて選考するというやり方を定めております。この奨励研究員、流動研究員、みな同じような方法をとって、実際の研究員の選定その他は、学術振興会の制度と申しますか、理事者がみずからやるのではなくて、学者の専門委員会を設けて行なっております。

それから日米科学の例で申し上げますと、日米科学協力事業委員会というのを学術振興会の中に設けてまして、それに専門部会を設けてあります。専門部会が現在のところ八つございまして、それはみなそれぞれの分野の学者を委嘱いたしまして、たとえば太平洋地球科学部会ということになりますれば、地球科学の關係の学者が集まりまして、アメリカの側における対応の委員会と、学者同士が具体的な研究の進め方を相談し合う。そこで両方が合意したものに付いて、日米科学委員会では取り上げていく、こういうようなやり方をいたしておるわけでございます。

そのほか、産学協同の問題にいたしまして、産業界からこういう研究を学者との間で共同研究したいのだけれどもという申し込みがありまして、学術はいわば一種の世話団体になりまして、それではそれに最も適した学者と業者の委員会を構成するお世話をしたましますという形で、そういう委員会をつくりまして、これが現在三十ぐらいあるわけでございますが、この委員会が専門家が集まって、具体的にどういふ研究プロジェクトをどういふふうに進めるかという相談をしているわけでございます。学術が直接中身をどうするということわけではございませんので、そういうようなやり方で、いわば学術奨励ないしは学術振興のお世話をし、助成をするという機関でございます。

○鈴木(一)委員 そうしますと、この法案が通ったあとでも同じような運営がなされるものか、そういう点をもっと詳しくお伺いしたいと思えます。

もう一つお尋ねしたいことは、この前参考人を呼んでいろいろ御意見を伺ったわけでございますが、その際朝永学術会議会長から、非常に期待はしておるが、また非常に不安がある、こういうふうなことを言われたわけであります。その直後、吉田委員の質問に對しまして文部大臣は、学術会議と十分了解を得ておる、こういうふうな御答弁があつたように私、記憶しておるわけであります。その点もひとつ重ねてお伺いしたいと思えます。

○天城政府委員 ただいま申し上げたのが現在の財団法人のやり方でございますが、先ほどのことも若干補足しながら、今後のことを申し上げたいと思ひます。先ほどちょっと落としたけれども、審査にあたりましては世話人会が中心になります。学術会議、それから学会から、専門別にわたつてこの審査委員を選びます。現在の名簿は、私も手元にございますが、学術会議の方がたくさん入っております。そして奨励研究員あるいは流動研究員にいたしまして、大学とか研究機関に説明会を開いて毎年募集をしておるというやり方をいたしております。今後このやり方は――いまでも関係者の間で非常にオープンでいふ方法だと言われておまして、特にこれを改めるといふ御意見もございまして、今後この方法は続けられると思ひます。

ただいま世話人会その他について申し上げました内部の規定がございまして、これも今後新しい特殊法人として発足いたします段階に至りますれば、これらのことも、新しい学術振興会の内部の規定として制度化されていくことになるというところを期待しておるわけでございます。

○鈴木(一)委員 そういふ御答弁だとすれば、研究の内容については一切干渉はしない。世話人というか、そういう専門家にまかせして、そこで

きまつたものに対してお金を出すとかいう、そういう事務的な役割りだけをするのだ、したがって学問の自由を侵すとか、そういう大それたことは考えていない、こういうことなんですね。

○天城政府委員 研究されるのはあくまでも研究者でございますし、いろいろな御要望がたくさん集まつてまいりますれば、いま申しましたようなシステムをつくつて、そこでもちろん選考いたします。ですから、現在も、奨励研究員につきましても御希望の方全部が選択されないということがございまして、そういうことをやるということであります。個々の研究の内容を、こういう研究をし、右左にどうしろというふうなことは、学術振興会は毛頭考へていない機関ではございません。

○鈴木(一)委員 それではここに五つか六つ要望が出てきて、三つしか金はつけられない。対象になり得ない場合には、その三つを選ぶのは、文部大臣じやなくて、こうした学者、専門家の集まつた世話人会みたいなもので選択する、こういうことですか。そこをはつきりしてください。

○天城政府委員 世話人会で基本方針を定めまして、それがいまの制度でございますと理事長に具申されておるわけであります。それで機関決定をしまして、それに基づいて部門別の審査委員というものが任命されております。たとえば、奨励研究員で申しますと、人文社会系、数物系、工学系、農学系というふうな七つの専門委員会がございまして、そこに学者を委託いたしまして、具体的な選考はこの専門委員会で行ないまして、その決定に従つて最終的な採用という処置をして奨励として出す、こういうシステムであります。

○鈴木(一)委員 いままでそのような運営のしかたをして、学術会議として、あるいは学者から、運営がはなれた学問の自由を侵すとか、そういう批判はなかったのかどうか。

○天城政府委員 先ほど申しましたように、みなが集まつてこういう方法がいいだろうというところでやりましたし、やり方も先ほど申したように公募方式、オープンでやっておりますので、現在こ

れに對して、これを改めるべきだというふうな御意見もございせんし、この運営で非常にまずかった、この運営がけしからぬことが起きたということも、一度も聞いておりません。

○鈴木(一)委員 まことにけつこうなことだと思ひますが、重ねて伺ひしますが、そのような運営を、この特殊法人ができたあとと間違ひなく続けるわけですね。その点、大臣から伺ひします。

○鈴木(一)委員 いままでやり方を変えていく

なにと云ふことは、全然考へておりません。

それから、先ほどちよつとお尋ねがござい

ましたけれども、実は会計経理の關係で、条文上は非

常に文部大臣の権限が強いようになっております

けれども、實際の業務の上におきましては、いま

申しましたように文部省が學者を集めてやるとい

うのでなしに、振興會が學者の方の御協力をいた

だきまして、學者の意見で業務を運行していく、

こゝろのことでありまして、実は學術會議が一番

心配いたしておりますのは、その業務の、そのい

う人を選んだら何かいたします場合に、この學術

會議の意見を全然無視してやるのではないかと

いうことが非常に心配の点であつたと思ひます。そ

こで、そういう業務をやるにつきては、そのい

う人を選ぶとか、そういう問題について學術會議

と常時連絡を持つておきまして、事實上こういう

だといふことを言つておられました。そういうこ

とも、十分連絡がとれておればあのような発言は

私はないだらうと思ひのでありますけれども、そ

うした連絡が十分とれていなかったものが、大臣

は十分連絡をして了解を求めているという話です

が、學術會議のほうではあのような発言があつた

わけでありまして。その点、ふに落ちませんので、

もう一回詳しくお答え願ひたいと思ひます。

○鈴木(一)委員 私どもとしましては、學術會議

の内部のいゝんな關係につきては、なかなか

いゝんな問題について意見がまとまらない面が現

在するに思ひます。それで、私も朝永会長

の立場を擁護するという意味ではございせんけ

れども、やはり朝永会長といふことは、その

いゝ不安があるという一つの不満についての申し

出がございましてから、そういう点はどういふ点

でしようかといふことになりまして、こゝろの

のを設けてもらへば不満は解消するといふこと

でございまして、それならば私も誠意を持つて

と云はれない。ただ、今日までせつかくそういう

ふりなことで特殊法人ができたにもかからず、

高級官僚といふか、そういう方の第二の人生を

送るための機関になる。ことばは悪いかもしれ

ませんが、なつてしまつて、本来の機能を發揮

し得ないやうなものが非常にあるのではない

か。沈滞しておつて、せつかくのやうな積極的な調

整的な役割りを果たし得ないものがある、そこ

が私は問題じゃないかと思ひますが、

しかし、經濟關係の特殊法人はさういふふに

あると思ひますけれども、やはり文部省が特殊法人

をつくるにすれば、道路公団とかさういふもの

はあつた性質も違ひますし、この前の委員會で

の局長の御答弁で、定款も別につくらない、この

法文そのものが即定款みたいなものだといふ

な答弁があつたと思ひますけれども、文部行政は

こゝろした學問の自由とか、非常にむづかしい問題

にかからんでくるわけですから、やはり定款をつ

くとか、あるいはまたつくらないとすれば、もう

したり、なお疑問が實質上起こるやうな場合が

ございまして、將來の運営については十分再検討

してもけつこうにやないかと思ひますが、ただ、

私もとしましては、先ほどから申しましたやう

に、条文のいゝいはいかに他の特殊法人と同

じやうでございまして、先ほどの財団法人がやつて

おりましたときに比べると、今後とも學振の行

なう事業については、その内容面につきては文

部大臣が統制をしていこうといふやうな考へで

つたわけではないものでありますから、私も、こ

れで十分さういふ満足のいけるやうな事業がで

るものと、現段階におきましては確信をいたして

おるわけでございます。

○鈴木(一)委員 こゝろした話を聞いてみればわ

かつてくる面もあるわけでありまして、やはり

かの特殊法人とは違ひといふことがわかるやうな

気がします。皆さんの腹の中に入つておること

も、条文からにみ出てくるやうな気がする。法

案についての御答弁も、きょう私は初めて聞いた

自由を侵すためにできたやうな感じを受けたの

ですが、きょう初めてさういふやうなことを聞

いて、だいが考へさせられるものがあるわけであ

ります。

なお、もう一つ伺ひますが、文部省設置法

五條の一項十八号ですか、「大学、高等専門學校、

研究機關その他の教育、學術又は文化に關する機

関に對し、その運営に關して指導と助言を與ふる

こと。」文部省はさういふ立場に立つております

が、この法人に對してもこの文部省設置法は生き

ておるわけですね。このことと運営するわけであ

る。

○天城政府委員 五條の規定は、先生おつしやる

とおりの規定でございますが、五條の二項に、「文

部省は、その權限の行使に當つて、」――その權

限の行使はさうと書いてあるとおりでござい

ますが、「法律(これに基く命令を含む。)に別段の定

がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督

を

を行わないものとする。」ということになつております。一般に文部省が指導行政を行なう官庁であるといわれてゐるのもそのためでございます。したがらして、特別な監督をしなければならぬ場合は必ず法律で規定するということで、このたびも特殊法人として特別な法律をつくつて、学術振興会に対する監督の規定を明らかにしたわけでございまして、原則はおつしやるのとおりでございます。

○鈴木(一)委員 これで終わります。

○床次委員長 斉藤正男君。

○斉藤(正)委員 私は、過日米問題にされておき、今日なお十分理解がいつておりません。二、三の問題について、お尋ねをいたしたいと思ひます。

そのまず第一は、日本学術会議との関係であります。午前中の石川委員の質問の中にもありましたが、過日参考人の意見を徴した際の参考人の陳述、あるいは当局の答弁等と関連をいたしまして、石川委員がお尋ねした内容が私の考えた点とまるきり違ひますので、まずこれはどちらがほんとうであるかを伺つておきたいと思ひのであります。すなわち、昭和四十二年四月二十四日付で内閣総理大臣あてに、日本学術会議の会長である朝永さんから日本学術振興会法案についての申し入れがありまして、この申し入れの内容を當時の日本学術会議の総会にはかつた。ところが、これに対して修正案が出されて、その原案と修正案について採決が行なわれ、修正案のほうが八十八対七十三で否決をされて、原案のほうがほぼ満場一致で採決をされた。そのうち、ここに載つてゐるのが原案であり、修正案のほうは過日参考人が読み上げられましたけれども、そういう手続であつたように聞いておりました。石川委員の質問は、これを逆にお尋ねになつたように承つたのでありますけれども、この点、その経緯はどういうようになつておりますか、もう一度確認をしておきたいと思ひます。

○天城政府委員 これは学術会議の内部の問題で

ございしますが、私が学術会議から承つておりますところでは、会長の原案に對しまして修正案が出ておりますが、その修正案につきまして投票した結果、修正案は七十三票が賛成で、反対が八十八票、要するに修正案が否決された。したがつて、会長の原案が多数で可決された、こういうふうについております。

○斉藤(正)委員 私も過日そのように承つておつたわけでありまして。しかしながら、その原案が採決されるにあつて、私どもの手元にも過日参考人からその資料が交付されたのでありますけれども、いろいろ述べてまいりました、「同会と密接な関連をもつことは当然である」と考へる。政府はこの点についての措置に遺憾のないよう取り計らわれることを第四十八回総会の議に基づき、強く要望する。」というところで、その措置に遺憾のない——その措置というところは、法制上にも、さらに運営上にもという意味のことが含まれておつたのです。そういう参考人の意見があつたわけでありまして。そのとき野村参考人から、その修正案の案文も実は披露をされた。若干違ひがあるけれども、その修正案の内容は、「今国会に提出が準備されている日本学術振興会法案に、日本学術会議との関係について何等の規定を見ないことはまことに遺憾である」と考へるので、同法案に次の趣旨の条項が挿入されることを希望する。日本学術振興会はその業務の執行にあたり、日本学術会議と常に密接な連絡を保つものとす。」この「同法案に次の趣旨の条項が挿入されることを希望する。」というところは、このことを言つていて、先ほど言ひましたような数で否決のようになつたのでありますけれども、それにつきましましては、原案の「措置」というわずかに一言でありまして、それをめぐり執行部がいろいろ説明をされた。それで修正するまでもないやないかというところが理解をされた上での採決であつたというように聞いておるわけです。これは、文部省がどの程度までこら辺の実情について関知しているかどうかということについて

は、私どもの関知しなければならぬことであるかどうかということにつきましては問題のあるところといひました。この修正案が提出をされ、それが僅少の差で否決をされ、執行部の原案が圧倒的多数、ほとんど大部分の皆さん方で了承をされたという、そのいきさつは、やはり「措置」ということばの解釈をめぐつて、総会の会員が理解をしたというように聞いておるわけです。したがつて、過日の参考人の参考意見の中にも、先ほど鈴木委員からお話がありましたけれども、期待と不安があるというところを言つたと思うのです。期待のほうは期待のほうで、日本学術振興会を改組し、強力なものにしてほしいという要望があつたのですから、それに対しては非常に期待をしております。しかし、日本学術会議との関係に於いて法文上何も規定がないということについて不安だ、こう言つたかと思ひます。先ほど鈴木委員の質問に答へられて、内部規定なり運用上は従来の学術と違ひなくやるのであつて、心配をすることはない、こういうふうに言われておるわけでありまして。これは、ことばどおり承れば、まさに心配はないはずだとも受け取れるのでありますけれども、少なくとも朝永会長以下副会長、さらに部長の一人である参考人が、こぞ不安だということをおの委員会に述べたといふことは、なお今日、日本学術会議との関係において危惧を感ずてゐるというように私どもは解釈をせざるを得ないのであります。したがつて、過日大臣は、日本学術会議はけしからぬと言わんばかりに、私と會つたときにはそれならいい、それならば理解をいたしましたというように言つておきながら、参考人と呼ばれた文教委員会、そのようなことを言われたとはまことに心外だといふような意味のことを申してありますけれども、やはり間違ひはないのであります。先ほど鈴木さんの質問に答へられて、若干わかつたような気もいたしますけれども、なおひとつこの点、学術会議との関係につき朝永会長以下参考人があひう

一致した参考意見を述べられたことにもかんがみまして、もう一度大臣の見解を承りたい。

○朝木国務大臣 私も、そういう学術会議の採決につきましてもいろいろなきさつを聞いておるのでございますが、その要望書を持つて会長がお見えになりましたとき、この法文上の修正意見も出たのであるが、しかし、こういう問題を学術会議として政府に対して、必ず条文的にその処置をすべしというような意味合いの要望を出すのはいかかかというところで、要望書はこういうことになつてまいりましたという話でございました。

それで、その措置につきましては、要望書を持つてお見えになりましたときには、直ちにどうするかというところを話したわけではございませんが、その後学術会議の会長、副会長のほうで私どものほうの関係者をお呼びしていただいたわけでございますが、行きまして十分お話し合いをしようというところで、参りました。そこで、私のほうから、この要望書に沿うためにいかなる処置をしたらいひでしようかということをお話し上げましたら、いわゆる常時に学術会議と連絡をしておるというふうな一つの連絡機関でございまして、これをつくつてもらつたらどうか、こういう話がございしました。それと、私のほうはそれをつくることに何らの異論はございませんから、できましてから誠意を持つて必ずつくるようにいたしたいというところで、条文的にやる問題を常時にこの学術会議と連絡をいたしまして、密接な連絡を事実上とつてまいれば学術会議のこの要望にも沿う意味でございまして、こう存じまして、私どもは、そこで学術会議も御了承いたしておるといふようなお思ひでおるわけでございます。

そこで、先般この委員会におきまして、そういう了解点に達してないというふうなお答えがあつたように聞いておりますけれども、これはおそらく、会長のお立場としまして全体の会議にかけていない関係でございましてからそういう話をした、決定したということはこの国会の場においては言えなかつたのではないかと、私としましては

思います。しかし、私は、学術会議のほうでそういうお話をしたことは事実でございます。学術会議のお立場といたしまして、なおこれは全体の会議にかけて了承を得るというようにことが行なわれれば、それをお待ちしてもいいと思はれておるのでございますが、具体的には、私はその方法によって十分連絡がとれるといまでも考えておるわけでございます。

○齊藤(正)委員 それは大臣が直接正、副会長に会ったのではなくて、向こうから、文部省のしかるべき人に来てほしい、新しく生まれる学振について学術会議の要望も聞いてほしいということで行かれて、しかるべき方が聞いてきたのを大臣は報告を受けている、こういうふうに理解してよろしいですか。

○榎本國務大臣 学術会議の会長、副会長と私自身お会いしてきたのでございます。それは間違いないでございます。

○齊藤(正)委員 直接大臣が出かけてお三方と話をしたきめたことだ、こういうことですね。

○榎本國務大臣 さようでございます。

○齊藤(正)委員 そうしますと、やはりいま大臣から言われたような、朝永会長が学術会議全体へはかってないために、遠慮をされて参考人としての意見陳述になったのではないかとこの憶測、想像にもなるわけでありますけれども、この点が私にはやはり一番問題であらうというふうに思うわけであります。ひるがえって日本学術会議法を調べてみますと、政府が日本学術会議に諮問ができる内容につき数点が記載をされておるわけであります。過日の本委員会におきまして、大臣は日本学術会議に諮問したかのごとき発言をされて、私も実ははつといたしたのでありますけれども、まだ議事録が出ておりませんのでこの点は明らかではありませんけれども、この財団法人日本学術振興会を改組するにあたって、大臣はあるいは文部省は、日本学術会議に事前にどういう諮問なり、あるいは諮問でなければ相談なりをされたのか。過日の答弁によりますと、諮問というよりなことは

すら使ったように記憶をしておるのですが、それは私の記憶違いかもしれません。いずれにいたしましても、事前に日本学術会議法に基づく相談をされたのか、あるいは会議法に基づかないけれども十分な連絡をとったと言われるのか、この点明らかにしていただきたいと思ひます。

○榎本國務大臣 私は法案成立過程のときには実は当たっておりませんでしたから、詳しくは存じませんが、正式の諮問というものはいたしておらぬのでございますが、事務的には局長もしばしば参りまして向こうと打ち合わせをして、この法案作成に御協力を願ったわけでございます。

○齊藤(正)委員 日本学術会議法の正式な案文にある諮問という形での相談ではないけれども、内相談話をされた、こういうふうに理解してよろしいですね。

○榎本國務大臣 さようでございます。

○齊藤(正)委員 そうしてまいりますと、私はやはり問題が残つてくるというふうに思うわけでございします。午前中の石川委員の質問に答えられて、局長は、昭和三十八年の例の日本学術会議第二百二十四回運営審議会の学術振興会についての文部省に伝達をされた内容を取り上げて申されておりました。このことは、当時の日本学術振興会の改組充実にあたつての要望であつた、こういうふうに答弁をされ、日本学術会議の要望に従つて当時の日本学術振興会は改組充実したのですというように答弁をされたと思ひますが、これはそのとおり解釈してよろしいですか。

○天城政府委員 私は先ほどもお話ししましたように、三十八年一月十四日の提案というもののについてそう申し上げたのですが、二百二十四回運営審議会の決定につきということでは、会長が学術振興会に行かれたわけであります。並びに文部省にそのことが口頭で伝達されたということでございます。

○齊藤(正)委員 そうしますと、当時の日本学術振興会の改組充実について要望が出され、日本学術

振興会はその要望に沿ひ、文部省もまたその方向で努力をされた、こういうふうに理解してよろしいですか。

○天城政府委員 さようであります。

○齊藤(正)委員 そうしますと、この昭和三十八年一、二や古い要望でありますけれども、これと四十二年四月二十四日の日本学術会議の総会の決定に基づく申し入れというものはやはり相関連をしております。したがつて、抜本的な日本学術振興会の特殊法人化につきましても、この精神は日本学術会議を一貫して流れてくる思想だというように解釈してしかるべきだというふうに思ひ、その思想がやはり過日の参考人の陳述になつていふというように解釈をしておるわけでありますけれども、十分な連絡機関を常置をし、絶えず緊密な連絡をとることによつて日本学術会議も納得をしていふのだというきめつけ方とは、やはり日本学術会議全体を流れてくる思想とのギャップが相変わらず埋まつていないというように解釈をするのでありますけれども、それは行き過ぎだ、決してさういふことはない、法文上そういう規定はなくても運営面で十分理解がいつていふと同時に、円滑な運営ができるのだと断言できるのかどうか、もう一度大臣の御見解を伺ひたい。

○榎本國務大臣 これはしばしば申し上げてきつても、文部省と学術会議との関係につきましても、この法文上は、政府機関としまして学術会議は勧告機関となつておるのでございますが、科学研究費の配分につきましても、この研究費の配分の基本的な方針を、学術会議の意見を見ねましてきめまして、また配分の人的構成につきましても、学術会議から推薦を受けました者を中心にしてきめまして、科学研究費の配分をやつておるわけでございます。文部省としましては、学術会議の勧告の線に沿ひまして、学術行政というものをずっと遂行いたしてまいつておるのでございまして、学術振興会につきましても、やはり今日事業をいろいろやつておるわけでございますが、このほとんど全部につきまして、学術会議の勧告に基

づいてこの事業を行なつておるのが実情でございます。でございますから、実質上学術会議と何らの関係なしに振興会の事業が行なわれるとは毛頭考へておらないのでございまして、ただ条文上いかにもこれに對しまして学術会議が、そういう事情について私はもう少し御検討いただければその御不満はないはずだと存じますけれども、この表面上、いままでたとえば評議員会に半数は学術会議から出るとか、そういうような条文が取り除かれたことによつて、これは学術会議と縁を断つたこととは、私どももごもつともだと思ひます。でございますので、実際上におきましては、学術会議とそういう密接な関係が続けるために連絡機関を常時置きまして、そして一切の常務につきましても十分御連絡を申し上げてまいりましょうということでは話し合ひをいたしておるのでございまして、實際でございました場合には、私どもは、学術会議との間にそんなつながりが断たれるとか、そういうことは毛頭考へていないのでございします。

○齊藤(正)委員 大臣の言わんとするところはわかるわけであります。その点はわかつたわけではありませぬけれども、その辺にとどめておきま

す。

次に伺つておきたい点は、過日も川村委員から資料の提出が求められ、われわれのところ、文部省に關係のある特殊法人のいろいろの内容につき御提示があつたわけであります。七つ、八つの特殊法人が文部省關係にあるわけでありますけれども、先ほどから大臣がある答弁されておられますように、いずれも大同小異の内容になつております。ただ、私がげんきに思う点は、日本育英会に對しましては立ち入り検査の規定がないように思ひます。私立学校振興会法に於いても、日本育英会法に於いても、あるいは国立競技場法に於いても、日本学校安全会あるいは給食会、国立教育会館等々、いずれを見ましても、今度審議をされておりますこの学術振興会法なるものは、きわめ

て次の高い、日本の学術、文化を奨励する上において最高の機関であるというように思うわけですが、日本育英会と物理的に対比するとかどうとかいうことはむづかしいと思いますけれども、もし立ち入り検査の条項がない法人でもあるということならば、私は、この次の高い学振につきましてもそういう点は採択されたほうがいいんじゃないかというように思うわけでありすけれども、私の間違いであれば御指摘いただきたい。

○天城政府委員 法文のていさいから申しますと御質問の点ごともでございますが、育英会法は御存じのとおり昭和十九年の立法でございます。御理解いただきましますようにまだかな文の文語体の法律でございます。そういう意味でその後の法律と若干ていさいは違っているわけでございます。平仄が合っていないことは事実でございます。なお、実際問題といたしましては、現在補助金適正化の法律がございまして、補助金を受ける対象に對しましては、事務所などに立ち入って帳簿書類その他の物件を検査できるということが補助金適正化の法律にございしますので、現在育英会との関係におきましては事務費の補助金がついておりますので、実質的には同じような関係に立たされてはいる、われわれはそう理解します。

○斎藤(正)委員 まあ苦しい答弁のようで、古い立法だからないのだ、その後のやつは新しいからていさいはみな整えたのだ、こういう答弁で、別にその規定のあるなしにかかわらず、補助金適正化の法律に従って立ち入り検査もできるのだから、日本育英会といえども立ち入り検査をしようと思えばできる、こういう答弁であります。しかし、私はやはり、古い立法であつて当時はそのうていさいではなかったというならばそれまででありすけれども、だから育英会法を改悪して立ち入り検査の条項を入れよと言っているのではないのです。私は、学振のごとききわめてレベルの高い、次の高い、格調の高い、日本の学術研究の総元

締めというふうなこの機関に対しては、やはり育英会法どころの騒ぎではない、立ち入り検査などのごときはとらないほうがいいのではないかと。以下、罰則等につきましましては、ほかの特殊法人と大同小異でございますからあれこれ言うわけではありませぬけれども、この点につきまして、やはり大臣が責任を持ち、信頼をし、任命した会長であり、理事長であり、理事であり、監事であり、評議員だ、その皆さんに対して立ち入り検査までをする、あるいは罰則規定を設けるといふようなこととにつきましては、いかに他の法律との均衡上といふ言いわけはありましても、非常に何かさびしいものだというように思うわけでありまして、このようなものが多くの法人に規定されておりますが、実際にいままで罰則規定を適用されたことがあるか、あるいは立ち入り検査をやったことがあるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 実には育英会法を昭和十九年に国会に提案いたしました、いわゆる法案作成をいたしましたのは、私が主としてやりました関係でございますので、その関係をちよつと御了解を得たいと思ひます。

それは、あの当時、育英会の事業を国の直接の事業としてやるべきかどうかといういろいろ論議がございまして、結局国に代行しまして、零細な貸し付け金でございまして、国の代行機関としてそこで特殊法人たる育英会を設けべきだ、こういう意見になりました。あれを特殊法人にしたわけでございますが、実はその経理の内容は国にかわりました。行なうようなものでございまして、現在におきまして立ち入り検査はございせんけれども、この監査は現職の文部省の会計課長がやっております。その経理に間違いのないように、やはり文部省が責任を持てるような状況でやつておるのでございます。

それから、立ち入り検査の事実があるかどうかというところでございますが、これは文部省に関する限りにおきましては、いままでいづれの法人に對ししても、立ち入り検査並びに罰則の適用も

いたしたことはございせん。

○斎藤(正)委員 これは法体系上類似の法人については、習慣上とかあるいは法制上の考え方から、いづれもこうなっているんだというならば別ですよ。しかし、私はやはり、この特殊法人学術振興会のごときは全くそういうことがあつてはならぬし、ないはずだ。ほんとうに大臣が任命をし、指導し、監督をしているこの法人にこのやうなことがあるとするならば、これは大臣の責任なんです。天に向かつてつばをするようなものだ。ただ法体系上こうしているんだといふならばそれまででありすけれども、こころい、本法に限つてこれは削除してもいい、そんなものではないのだといふ自信があらくなると思ひます。その自信のほどを伺つてみたい。

○鈴木国務大臣 これは特殊法人にいたします場合に、最近の立法例として、こういう条項を必ず入れるやうになつてゐるためにこういうのを入れたのだと存じます。もちろん、そういう立ち入り検査をしなければならぬやうな状況がございました場合にございましては、おっしゃるとおり文部大臣の責任の問題でございまして、そういう問題は起これ得るとは考えられせんけれども、ただ形式的に申しますと、万が一そういうやうな場合が起これたときの規定として、これをいままでの法体系として、おっしゃいますとおりにすると特殊法人にはみなこういう規定を設けておる、こう考えるのでございまして、そういう実際上の問題が起これるというところはほとんど想像できないのでございまして、法体系上そういう形をとつておると申し上げるよりよいやうなと思ひます。

○斎藤(正)委員 委員会運営の御都合もあるようですから、あと一つで質問を打ち切りますけれども、先ほど、文部省設置法の中から特に第五条の一項の十八号をあげられまして鈴木委員がお尋ねをされました。これに對して同じく第五条の第二項を引用されて、「文部省は、その権限の行使に當つて、法律に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。」

これに該当するのだから、例外的な措置としてこういうやうな罰則とかあるいは監督だとかいうこともあり得るんだ、あるんだ、したがつてこの条項を適用している、こういうふうに申しておるわけでありす。これは他の特殊法人に關しまして、文部省所管に關するものはいずれも同じ見解であらうと思ひわけでありす。この二項といふのは、これは文部省が異例の措置をとる場合に使われるものであつて、やはり私は、第十七号なり第十八号が優先して生きるものだといふやうに考えますがゆゑに、この二項につきましては乱用すべきでないといふやうに考えるわけでありすけれども、いや、五条二項に書いてあるんだから、何ら差しつかえなないんだと大みえが切れるのかどうか、見解を承りたい。

○鈴木国務大臣 私の解釈では、むしろ二項を援用するといふことでなしに、こういう法律に定めがない限りは監督しないと申しますのは、文部省の所管でございましてたとえば大学等に対しては、行政的監督を避けまして、大学の自主性を非常に尊重するといふ条項であらうと思ひます。したがつて、たとえば特殊法人がございました場合に、これだけは監督するといふことを規定しないとその面における監督はできないので、こういう監督規定を設けた、その監督規定を設けたのは、本質的には学問の自由だとかそういう自主性を重んずる、本質的に二項で規定されておりますので、この監督できる範囲の限界を定めまして、たとえばこの振興会の業務の遂行につきましてはあくまでも振興会の自主性を尊重してやる、こういうことになると考えるのでございす。

○斎藤(正)委員 まだ十分理解がいつたわけではありませぬけれども、なお逐条若干お尋ねしたい点もありませんが、もしまた後刻機会があつたらやらせていただくことにいたしまして、本日の質問はこれで終わります。

○床次委員長 本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

次回、明後十四日、金曜日、午前十時より理

事会、午前十時三十分より委員会を開会すること
とし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

昭和四十二年七月二十日印刷

昭和四十二年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局